

「毎月 11 日は人権をたしかめる日です」

差別のない社会を



今年度の地区別人権教室の様子



啓発グッズ

同和問題に正しい理解と認識を

“私は、「この人！」と思った。
家族は、「どこの人？」と言った。”

遠くの差別にはNOと言えるのに、
どうして近くの差別には言えないのでしょうか…。
「誰か」のことじゃない。私たち一人一人が
人権尊重の意識を強く持つことが大切です。